

◇鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（以下「条例」という。）が制定されることに伴い、条例の施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

- (1) 控除対象特定非営利活動法人としての指定の申出書、役員の変更の届出書、解散の届出書等の様式を定める。
- (2) 控除対象特定非営利活動法人としての指定の申出に関する書類の縦覧及び謄写の方法を定める。
- (3) 指定手続完了後に周知すべき事項は、条例に定めるもののほか、控除対象特定非営利活動法人でなくなる日及び指定した法人のホームページアドレスとする。
- (4) 更新の申出は、控除対象特定非営利活動法人となった日から起算して5年を経過する日の8月前から5月前までの別に定める期間内に行わなければならない。
- (5) インターネットの利用により公表しなければならない書類は、次のとおりとする。
  - ア 役員報酬規程等
  - イ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
  - ウ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- (6) 役員報酬規程等の提出は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に行わなければならない。
- (7) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例附則第6項の規則で定める日を定める規則の新設について

1 規則の新設理由

社会福祉法人に対する自動車税の課税免除に係る経過措置の適用期間の終期を定める。

2 規則の概要

- (1) 第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園等の用に供する自動車で、平成18年9月30日において自動車税が免除されていたものが、障害者自立支援法の施行に伴い当該事業が第二種社会福祉事業に移行することで自動車税を課されることとなったものについて、経過措置として自動車税を課さないこととする期間は、平成25年3月31日までとする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の施行に伴い、その施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

- (1) 知事指定薬物の製造等の禁止から除かれる正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。
  - ア 医療等の用途に供するために知事指定薬物の製造等を行う場合
  - イ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の研究開発又は製造に利用するために知事指定薬物の製造等を行う場合
  - ウ 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等向けの新聞又は雑誌により知事指定薬物の広告を行う場合
- (2) 立入調査等を行う職員の身分証明書及び禁止行為を行った者に対する警告書の様式を定める。
- (3) 施行期日は、平成25年7月1日とする(2)の一部を除き、公布日とする。

◇鳥取県立保育専門学院学則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立保育専門学院が平成27年3月31日をもって廃止されるため、その日までに卒業できない者の除籍について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 院長は、生徒が平成27年3月31日までに卒業することができないと認めるときは、除籍をすることができる。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県青少年健全育成条例の一部が改正され、青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるものが有害図書類の指定対象に加わったことに伴い、当該指定の基準を定める。

2 規則の概要

- (1) 青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるものとして有害図書類に指定する基準は、全体的な内容が薬物の使用を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもので、次のいずれかに該当するものであることとする。
  - ア 薬物の危険性及び法令等の規制について十分に示さないで、薬物が心身に及ぼす作用又は使用場面を具体的に表現するもの
  - イ 薬物の価格、入手方法、使用方法又は製造方法を詳細かつ具体的に表現するもの
  - ウ その他素材、表現等がア又はイのいずれかと同程度以上に青少年の薬物の使用を誘発し、又は助長するおそれのあるもの
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

肝炎ウイルス検査の受診を促進するため、肝炎ウイルス検査に係る手数料の免除期間を延長する。

2 規則の概要

- (1) 保健所における肝炎ウイルス検査に係る手数料を免除する期間の終期を平成26年3月31日（現行 平成25年3月31日）とする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県立高等技術専門校規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県立高等技術専門校が鳥取県立産業人材育成センターに組織改正されることに伴う所要の規定の整備を行う。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県収入証紙規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 証紙による収入の方法により徴収する歳入を定めた別表中、引用している鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の名称及び条項並びに鳥取県手数料徴収条例の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする(1)の一部を除き、平成25年4月1日とする。

◇職場適応訓練委託規則の廃止について

1 規則の廃止理由

公共職業訓練（委託訓練）と重複し、求職者からの相談もない職場適応訓練を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 職場適応訓練委託規則は、廃止する。
- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 鳥取県訓練手当支給規則について、所要の規定の整備を行う。